

予算審査特別委員会

日 時 令和3年3月11日(木)
午後1時～午後4時4分
場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名(欠席:なし)、山本議長
説明員 坂本農林課長、内尾専門監、片岡林政室長
傍聴者 なし
書 記 花倉事務局長、花倉書記

○久代委員長 改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいまから予算審査特別委員会を再開をいたします。

まず、冒頭に、農林課から、日南町立林業アカデミー運営委託料についての資料を、紙ベースとタブレットに貼り付けておりますけども、これについての説明をお願いしておりますので、執行部の農林課長ほか、入場してください。よろしくをお願いします。

坂本農林課長。

○坂本農林課長 失礼します。またお時間をいただきましたけども、林業アカデミーの委託料の中で、学生宿舎の運営事務ということで、今年度、委託料の中に132万円というものを計上させていただいております。そのことにつきまして説明をさせていただきます。片岡室長から説明をいたします。

○久代委員長 片岡室長。

○片岡林政室長 失礼いたします。そういたしますと、お手元に1枚紙と、それから写真をつけた紙、2枚お配りをさせていただいておりますもので説明をさせていただきます。

(発言する者あり)

○久代委員長 写真は裏表。資料はタブレットを見てください。

○片岡林政室長 では、タブレットの資料のほうを見ていただきまして。

○久代委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

片岡室長、お願いします。

○片岡林政室長 予算審査特別委員会資料、農林課ということで上げさせていただいております。

林業アカデミーの運営委託料のうち、学生の宿舎として130万の予算を計上させていただいてるものの詳細につきまして、備考欄に上げさせていただいております。宿舎としましては、多里の空き家バンクの住宅1棟をお借りすることと想定をしております。2名から3名程度の入居が可能であるというふうに思っております。概算の費用ですが、家賃が1万5,000円の12か月、それから、光熱水費となります、概算で4万円、こちらの12か月。それから、消耗品、修繕費と上げておりますけども、約30万円。それから、運営事務の委託料ということで、2万円掛けるの12か月ということで、こちらを合計しますと120万となりまして、消費税を掛けまして132万という内訳になっております。

なお、下のほうに、枠外に上げておりますけども、町から林業アカデミーに運営委託をします委託料の精算の仕方ですが、家賃は林業アカデミーで徴収をしていただきまして、宿舎の、こちらの運営費に充当していただきます。そちらの精算を年度末に行いまして、こちらの委託料を確定したいというふうに考えております。

○久代委員長 ただいま説明をしていただきましたけども。

櫃田委員。

○櫃田委員 家賃は林業アカデミーが徴収するというふうに書いてあるということは、この物件の所有者は、大屋さんというか、持ち主ということでしょうか。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 持ち主としては、今お持ちの方が所有者ということになって、林業アカデミーで一度借りて、なおかつ、それを今度、生徒として入られるような方にお貸しするというような形になります。

○久代委員長 櫃田委員。

○櫃田委員 運営事務委託料というのが、2万円掛ける12か月、24万円あるんですけども、これは、この使い道というか、このお金が入っていくところはどこでしょうか。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 この委託料につきましては、アカデミーで宿を運営していただく委託料ということの人件費だったり、手数料というようなところで町は積算をしております。ですので、町がアカデミーに支払う金額というところになります。

○久代委員長 櫃田委員。

○櫃田委員 そうしますと、アカデミーはこの物件に対してどこまでを管理するのか、責

任があるか、管理するのか、そういったところはいかがでしょうか。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 基本的にはその使用者の方で対応していただくことになるかと思うんですけども、今の空き家で、なかなか家主さんのほうが対応するという空き家っていうのが町内にもないかと思っておりますので、実際借りられる方がその必要に応じてされるということになるんですけども、アカデミーに入られる生徒さんというと、日南町に初めて来られるということもありますので、いろんなところで生活の相談であったりとか、もろもろのことをアカデミーにはしていただきたいというふうに思っております。

今回こうして上げさせてもらったりしますけども、これが1期、2期生までは7名という採用でございました。今年度、非常に募集のほうも多く、16名の方が応募されて、最終的に13名の方に合格通知を出させていただいております。その中で、住居のことで非常に、町内のひだまりの家だったりとか、石見西というところを活用してというところだったんですけども、非常にボリュームが決まったものということになっておりまして、なおかつ、今年度、農業研修生のほうも3名、鳥獣被害対策実施隊員のほうも1名ということで重なっておりまして、それで、当初予算にこの予算を上げさせていただいております。実際、こちらにまだ入られるということが確定しているわけではなく、これから、もし今住むところが、例えばひだまりとかそういったところに住むんだけども、もっと別のところがいいとか、近い多里がいいとかっていうようなことがあれば、こういった活用をしようというふうには思っておりまして、まだここを借りるという手続もしておりませんので、予算要求の段階では、今年度、住居が不足するということで、今回要求をさせていただいております。これを、すみません、必ずしも執行して、ここの宿を借りてということにはちょっとならない可能性もあるということは御理解いただきたいというふうに思います。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 そうしますと、まず、この建物の持ち主、大屋さんというか持ち主がおられて、それが日南町なのか、林業アカデミーなのか、中に入る方がいらっしゃると。なおかつ、そこに委託料としてお金が入るのであれば、例えば石見西などは日南町の建物なので、これは宅建業法に属さないんですけども、何かこれはお金が別の建物で、所有者が民間の方、一般の方、なおかつ、行政が中に入って、媒介契約ではないのかもしれませんが、少しここは確認、整理、宅建業法に当たるのかどうか、ちょっと整理をされる必要があると思いますが、いかがですか。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 ちょっとそこまで、転貸というような格好で確認しておりませんので、また確認をしておきたいと思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 132万円の経費が運営上かかるということですが、これに対応する家賃収入は幾ら見積りをされておりますか。1人の場合、2人入られた場合とかの単価も変わるのかもしれませんが、この132万円に対応する家賃収入は幾らを見積もっておられますか。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 正確に言って、金額のほうはまだ定めてないというのが正直なところなんですけども、家賃と光熱水費については実費相当はいただきたいというふうには思っておりますので、18万円と、計算上ですけども、48万円に該当する部分ということをおっしゃって、2万円程度は家賃として頂きたいというふうには思っております。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 石見西とか、ひだまりはちょっと安いんですけども、石見西と比べると、経費は2万円というのと、さほどには変わらないのかなと思いますけども、入居者の負担というのは。ただ、産業振興センターってところの中で考えると、かかる経費について、一定のものは利用者から出していただくということも、特に生活の部分ですから必要だと思いますが、2万円というのは少ないと思いますし、そこもやっぱり予算提案の段階で詰めてなければいけない部分だったと思います。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 これを借りるに当たりまして、借りる条件として、修繕を町のほうでやるから貸してくれということなのかも分かりません。それで、なおかつ、借りるか借りないか分からない。それから、借りる契約も1年であるということ。それに対して、町のほうは、ここでいったら、修繕全般30万というものが新たに町のほうで負担せにゃいけんということですけど、今、先ほど坪倉委員がおっしゃいましたけど、それを、大体本来は、前の町のほうの方針としても、空き家を町が直して貸し出すということはやらないというような方針で、自分たちは、要望としては、ある程度こういう施設を、空き家を直して準備しとく必要がないんですかといって一般質問でもしたことがあるわけなんですけど、そこで、そういった施策は取らないというのが今までの執行部の方針でありました。そこに

持ってきて、こういう形で、町のほうで直して、空き家としてそこに入居者を募集するという方針が出たわけなんですけど、そこに自分、物すごく疑問を感じたもので、要するに町にとって都合のいいことなら、運用上変更してでもやっていくという姿勢がかいま見えたもので、ちょっと憤慨したわけなんです。その辺の整合性というのはどのように捉えたらよろしいですか。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 今回、修繕料として上げておりますが、こちらのほう、写真見ていただいたら分かりますように、新しい建物ではございませんけども、替えるとなると畳程度かなというイメージを持っております。あとのものにつきましては、家財道具については入居者の方が持ってこられて、住んでいただくというような格好になるかなと思っております。実際、この部分で30万かけて改修するというわけではございませんけども、もし改修ということが必要であれば、畳程度は交換するかなというところで予算化はさせていただいております。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 先ほど坪倉委員もおっしゃいましたけど、これを改修をその地主さんのほうに求めて、その分を家賃として町が支払うという形ですね。その分は、中に入られる寮費の入居費、要するに家賃、もらうほうの家賃を、これは、じゃあ、月が1万5,000円となっておりますけど、そちらのほうで、はっきり言やあ、改修するという、町が改修をするということに対して、整合性、これは僅かな改修と言われるかもしれませんが、その中身として、これがほんなら、どの程度大きくなったら家主さんに直してもらう、軽微な修繕だから町で持ってもいいという、その辺のすみ分けも理屈も通らないわけなんですけど、どうでしょう、その辺。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 金額の大小にかかわらず、改修について、従来、町としては行わないということだったかと思えます。将来的に、こうしてアカデミーのほうで採用が10名とか13名とか増えていくということになりますと、先日も言いましたように、また、岩崎委員も言われて、住居の問題ということが非常に出てくるかと思えます。最終的にはよそのアカデミーといいますか、林業大学校のほうも、空き家を町なりアカデミーなり買い取って、リフォームをして寮とするということが出てくるのかということもありまして、本年度につきましては、予算としましては、もし入られない方が、町営住宅等で賄えない

場合に限り、こういった予算要求をさせていただきましたけども、言われたように、アカデミーを今後運営してく中で、寮というものが本当に必要であれば、アカデミーが持つということも必要かなというふうにも思っております。その際には、空き家を活用してやるのか、それとも新しいものを建てるのかというところもございまして、そこにつきましては、また相談をさせて、協議をさせていただきながらやりたいと思います。

今回、今、寮として予算上程させてもらいました中で、ここに入られる方がまだちょっと決定はしておりませんので、予算の算出の根拠として、こういうふうにはさせていただきました。おっしゃられるとおり、以前との整合性が取れないということにつきましては、もし執行をするようなことがありましたら、重々協議をして行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 早い話が、これから方針として、空き家を町のほうで改修する事例が発生しても、それはやぶさかでないという結論に至ったということですか、町として。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 すみません、町としてという意見ではございませんけれども、担当課としましては、やはり今年度、特に高校生が受験されて、合格されてっていうところがありました。高校生の中には、いろんな事情で免許を取ってくるできないとか、そういったこともあったりするので、多里地内に寮があったらいいんじゃないかという話は中でも協議をしておりました。なかなかちょっともたもたしておりまして、多里地内の空き家を借りて、リフォームをしてというところまで踏み込んでいくことができなかつたんですけども、やはり新しいものを一から建てるということになりますと、非常に莫大な金額もかかりますので、空き家を活用して、それをリフォームをしてシェアハウス、寮として活用するっていうのは一つの方策ではないかなというふうには思っております。これが町全体として、空き家を町でリノベーションして使うということに全てがつながるというわけではありませんけども、担当課としては、そういったことも一つのアカデミーの充実というところの中で検討したいというふうには思っております。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 十分趣旨は理解できます。それも、かつて、久城副校長、副学長いうですか、から話があったときに、圧倒的に研修生、学生の居住が不足して、募集をかけるのにも大変、その辺問われたときに即答できない、大変困っているというちょっと相談も受けてお

りました。そういった意味において、基本的に、根本的に、やはりその辺を林業アカデミーと詰めておかないと、日南町に定住していただいたときに、仮に多里の町営住宅に入っ
て、学生として1年間過ごして、町のほうに就職してもらったとき、引き続いて町営住宅
に入居されるということがあったら、また次の学生募集に対して、入居する場所が、あり
がたいことなくなるわけですので、その点をしっかりアカデミーと話し合われて、根本
的な改革というかな、方向性というものを決める必要があると自分は思います。その辺の
これからの対応についてお伺いします。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 おっしゃられるとおり、募集するに当たっても、学生寮完備とかってい
うことで、こちらに身一つで、1人で来られる方が安心して日南町で学習していただいて、
また日南町に定住していただくであったり、全国の林業事業者と林業団体のほうに帰って
いただくということにつながることにしたいと思いますので、そこにつきましましては、アカデ
ミーとしっかりと協議をしていきたいとしますので、引き続きよろしく願いいたします。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 今、ここに出てるのは、明確に林業アカデミーの運営の委託料という位置づ
けになっておりますけども、この大本は産業振興センターですよ。今ちらっとお話を聞
いた中では、農業の研修生というのが入る可能性もあるわけですよ。ですから、この書
きぶりとして、たまたま農業のほうは農業研修生の委託料として産業振興センターに払い、
それから、林業のほうはこの林業の後継者の育成のほうで払いと、要は2つ、農業の林業
の部分で産業振興センターに委託しとるわけなんで、たまたま町の事業が違うだけの話で
あって、この住宅の、いわゆる学生であり、研修生であり、住むとこがないというのは同
じなわけですよ。そこをあえてこういうような形で切り分けるのではなくて、この住宅
をどちらでも使えますよというような表現を今されてないと、また話が違うんじゃないか
ということになりかねませんよね。林業アカデミーだけの学生じゃないんでしょう。そこ
んどこをまず明確にしていきたい。

それと、せっかくこうやって、私もちょっと一般質問で言ったんですけども、すぐに入れ
る住宅というのが必要なわけ、これは形としたら、方向性は合ってるんですけども、結
局、今のことで、福祉会さんあたりは空き家保証でもしながら、次の人のために準備をし
とると。産業振興センターも一緒だと思うんですよ。これを空き家保証でもして、逆に単

年度というような中途半端なことではなくて、だって、もう今年いっぱい、また来年、10人からオーバーの来られるわけですよ。計画っていうのはやっぱりそれを目標に頑張るんだから、10人来るんだと思えば、それだけの人をまた、キャパが要るわけですよ。絶対これはもう空き家保証でもしながら、しっかり押さえるべきだと私は思います。課長、予算審査のとき、1年の契約というような表現もされました。確かに債務負担行為も何も取るわけじゃないんで、そういう表現かもしれませんが、やはりそこところは、次の、もう来年を見込んで、しっかり住宅は確保していただきたい。そこの2点をちょっと確認いたします。

○久代委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 今回は林業アカデミーというところで、学生宿舎というふうに要求をさせていただきました。おっしゃるとおり、農業も引き続き担い手として必要ということをおっしゃるので、住居として、産業振興センターに関わる生徒だったり研修生だったりということで、そここのところにつきましては、両方に対応できるような住居の施策ということは考えていきたいというふうに思います。

空き家の保証につきましては、こちら、今年度は取りあえず入居の確定ということがなかったんで、1年ということで予算要求をさせていただきました。おっしゃるとおり、1年できたから、よかったから、来年もいいということではありません。1年、日南町に来られて、卒業されて、また日南町に就職されるっていうと、また同じ問題が生じております。産業振興センターに関わる方たちの住居、1年間はこちらで確保ができるというような体制づくりをしていきたいと思っておりますので、またその際には御協議をさせていただきたいというふうに思います。

○久代委員長 この運営事務委託料には、火災保険とかいうのは考えておられませんか、ちょっともし何かあったらということですけども。

坂本農林課長。

○坂本農林課長 所有権が町、産業振興センターにないので、火災保険のほうはこちらの中では考えておりませんでした。

○久代委員長 分かりました。

そもそもこの林業アカデミーとしての空き家バンクの要綱みたいなのが、農林課か林業アカデミーが入居要件の要綱みたいなもんをつくっておられますか。

坂本農林課長。

○坂本農林課長 林業アカデミーないし農林課で住宅施策をやっておりませんので、そういった要綱は持っておりません。今は町営住宅を活用して、建設課に協力いただいて、産業振興センターと建設課の住宅担当で連絡を密に取りまして、空き状況と採用状況のほうを照らし合わせて、住居の確保をしていただいているという状況です。

○久代委員長 住民課や建設課、空き家のことは住民課の関係もあるし、ちょっとそこら辺をきっちり詰めて、みんなに分かりやすい要綱を、誰が来ても、この多里の空き家に、シェアハウスですかね、2名から3名の入居可となっているので、万が一中途でも、特に農業研修生なんかはあり得るので、その辺のことも、宿はこの近くにありますよということがしっかり町外、県外の方にも紹介できるような、分かりやすい資料をつくっておく必要があるじゃないかなと、私、お話を聞いて思いましたけど、どうでしょうか。

坂本農林課長。

○坂本農林課長 空き家のことにつきましては、空き家バンクというところで、企画のほうで取りまとめをしています。私たちもそこを見て、ここに空き家があるんだなというところを確認して、今回、この物件はどうだろうかということで相談をしておりました。なかなか他課との連携がうまく具合に取れてないところもありますので、そこはまた今後の課題として。それと、大事な住宅施策として、空き家活用ということも含めて、また担当課、関係課と協議したいというふうに思います。

○久代委員長 そのほかありませんか。

荒木博委員。

○荒木委員 先の見通しは全然立たないわけでしょうけどもね、今年は13名ということで、募集が。来年度もまた募集があるようだったら、パセオ住宅のような1Kぐらいの4棟ぐらい、予算してもええじゃないかなと。今回はこれでいいと思いますが、将来的に、来年も十何人あるようでしたら。と思いますが、これ、個人的な意見です。将来のことは分かりませんから。

○久代委員長 答弁はよろしいですか。

○荒木委員 いいです。

○久代委員長 そのほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、農林課、課長ほか、ありがとうございました。

それでは、ただいまの聞き取りした件については、審査意見の中にも出ておるので、また順を追って、そのときになったら意見を述べていただきたいと思います。

それと、日南病院事業会計の、荒木委員から質問がありました、業務用冷蔵庫ですよ、予算説明附属資料の149ページを開いてください。令和3年度日南病院事業会計資本的収支当初予算説明資料の備品購入費が、万能型実習モデル、64万3,000円を64万4,000円に修正してもらって、下のほうの、⑧の業務用冷蔵庫がありますよね、94万4,000円、これを94万3,000円に修正をしてください。以上です。

それから、14時46分に、東日本大震災の発災した時刻です。庁舎内の放送がここにも聞こえます。議員の皆さんには、全員で黙祷をお願いしたいというふうに思いますので、御協力よろしくをお願いします。黙祷の時間は1分といたします。

それでは、予定しておりました予算審査の意見取りまとめを始めたいと思います。

古都勝人委員。

○古都委員 近年まれに見るたくさんの意見が出ております。審査日程も、明日12日と15日と、まだ2日もあるわけでございまして、今日の段階では、上げるか上げないかの詰めをして、上げるとなったものは今夜でもまた文言をよく熟読いただきまして、明日に備えたらと思いますが、進行上、検討をいただきたい。

○久代委員長 ただいま古都予算審査特別委員会の副委員長からそういう発言がありましたけども、取りあえず今上がっている、総務課からの順番に、意見に上げるか上げないかだけをお聞きしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

それでは、その他の一般管理事務、附属資料の4ページ、ページ数が括弧で打ってありますので御覧ください。朗読をいたします。

正職員では有給となる休暇が、会計年度任用職員では無給となる場合がある。正職員と同じ基準にされたい。特に、8割近くが女性である会計年度任用職員において、産前、産後、母子保健指導休暇などが無給なのは少子化対策の面からも不合理であり、早急に改善されたいという意見です。

古都勝人委員。

○古都委員 今期定例会でもこの問題が議論されて、制度上そういうことになっておるといふ執行部の考え方も示されておりますので、これは上げなくてもいいんじゃないかと私は考えておりますので、御協議いただきたい。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 制度上は各市町村で会計年度任用職員の休暇について、有給、無給を決めら

れるというのが制度です。だから、日南町でこれは有給にするというふうにすればできるので、制度上できますので、ぜひやってもらいたいの、上げたほうがいいと私は思います。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、上げなくていいというほうの話をいたします。ここに書かれてる、有給でない場合があると、無給になるということで、一つの事例として、母子保健指導休暇という言葉が出ましたが、これは総務省が言ってる休暇がこれに該当するんでしょうかは聞きたいんですが、私、民間でいきますと、有給休暇も、総務省の管轄と、労働基準署及び厚生労働省の関係で労基法があるわけですけども、任用職員というのは一般でいくと臨時であるとかパートとかいうことはあるんですが、これもきっちり、民間であれば半年間勤めてから有給を10日もらえるんですが、現在、恐らく公務員の場合というんですか、こういった場合も、最初の月から有給が付与されるようなことを聞いたと思うんですが、ということで、いろんな面で民間と比べて大変優遇されてますし、それから、今言われた母子保健指導休暇というのは初めて聞いたもので、どういうものか、そういった文書があるんでしょうか。これを提出された方にお聞きしたい。

○久代委員長 この意見を提出された委員。

岡本健三委員、起立して発言してください。

○岡本委員 これは母子保健法に基づく話じゃないかと思います。お子さんを産まれると、私も産んだことないのであれなんですけども、産まれると、保健指導、健康診査っていうようなことがあるわけですね。それに対する休暇は有給に、会計年度職員も有給になるんですけども、それで、保健指導があることによって、また、要するに母体だとかお子さんに影響があるから休みなさいという指導があって、それで休むという場合には会計年度任用職員の場合は無給になってしまうと、そういうことだと思いますけども。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 民間では、基本的には産前、産休の賃金は払わなくていいわけです。これは全部保険から出るんです、健康保険から。ということですから、そういう人を、いわゆる休暇というのは、実際は出産手当金という形で、産前6週、産後8週。ただし、これは権利ですが、自分が働きたかったら、産後でも、6週までは絶対駄目ですよ、7週目からは働いてもいいというのは、あくまで、これ労働基準法なんで、基本的に公務員の場合も労働基準法を参考にして全部決めてあります。労働基準法は最低ラインなんです。公務員は、

それプラスアルファ、結構たくさんあるんですよ。今、先ほど事例で言いましたように、有給は半年間もらえないんですよ、一般の場合は。なのに、公務員はしょっぱなからもらえるという優遇もありますし、今でいう、例えば任用職員の場合、基本的には1年間なんです。一つの事例ですよ。それから、年齢も二十歳ぐらいから60、もっとおられますけど、産前、産後ってある程度限定されるんですが、そのときは、1年間の限定なのに、4月に入って、半年後にも休みますと言ったときは、本当に任用職員としてどうなのかという場合がありますので、そういった、トータル的に見たときに、何もかも有給にしなければならぬってということはないと思いますので、私は上げる必要はないと思っております。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 まず、ちょっと勘違いされてるといけないので、問題になってるのは、正職員と会計年度任用職員との差です。民間との差ではありません。民間は民間で、また別に会社によっても違うかもしれませんが、労働基準法、違うかもしれませんが、正職員では産前、産後、母子保健指導休暇、有給ということが認められてます。なのに会計年度職員が認められてないということで、そこを何とかしてほしい。

それで、あと、会計年度任用職員が1年期限で更新していくという、制度上そうであることは確かなんですけども、現実問題として、何年も続けて雇われてる人がいるわけです。だから、そういう方に対して、あえて正職員と差をつけるということが不合理ではないかという意見です。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 いろいろ法的な解釈もあって、まだこの制度も始まったばかりでよく分かりませんので、今期、これを上げずに、研究をしていただいて、必要があればまた次年度でも検討するというので、今回は上げなくていいと私は考えますので、委員長、採決でも採っていただいて。

○久代委員長 採決という声がありましたけど。

近藤委員。

○近藤委員 採決されることはやぶさかではありません。ただ、ちょっとその中で、自分の意見として、一言考えを述べさせていただきたいと思いますが、この書いてあります、特に8割近くが女性であるという、この後の文言はまこと、全く不要でありまして、本来、この意見書の基になるのは、正職員と会計年度任用職員の間において差があるということ

が一番大きな問題であると思います。その中であって、正職員と任用職員が同じ基準にされたいというのも、これもまた何か理不尽な感じがします。私も、今後どういう形になるか分かりませんが、このたびは上げなくてもよいという考えを表明したいと思います。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 8割近くが女性であるというのは、これは事実を言っていて、前にもちょっと申し上げましたけれども、会計年度任用職員、民間でもそうかもしれませんけれども、臨時職員、不安定な雇用の方は女性の方が多いわけですね。それが社会の中でジェンダーの不平等につながってるということで、せつかくの機会ですから、そういうことも考慮して、特にこの会計年度任用職員の、せめて女性に非常に関係の深い産前、産後、母子保健指導休暇というようなものは特に同じ基準にしてもらいたいと。日南町議会として、ジェンダー平等の考えを大切にするという意向を示していただきたいと私は思うんです。

○久代委員長 それでは、意見が出ましたので、多数決で決めますか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

では、この意見を取り上げるべきだと考える委員。

1名ですね。

取り上げなくてもいいと考えられる。

分かりました。それでは、取り上げないことに決しました。

次、人権センター管理運営事業、11ページの上段です。

あらゆる差別と人権の問題の解決のための事業でありながら、同和対策費から拠出しているのは不合理である。社会福祉総務費など、ほかの適切な費目から支出されたい。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 提案者からの説明がない中でどうかとは思いますが、ちょっとこれ、研究、留保させていただきたいと思います。といいますのは、地方自治法施行規則の歳出科目の確認をさせていただきたいと思います。同和対策費あるいは民生総務費の内訳、提出者との思いは違うかもしれませんが、結果として歳出科目の変更を求められる意見でありますので、ちょっと地方自治法施行規則の確認をさせていただきたいと思いますので、次回まで研究をさせていただきたいと思います。

○久代委員長 費目についての、同和対策費から、目ですね、目について地方自治法上、検討する必要があると、再度、という坪倉委員からの発言でしたけれども、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、次の予算審査で再度提案いたします。

企画課、住民参画まちづくり事業、19ページ。

交流活動活性化交付金に移住者誘致支援メニューを加えることとなったが、交流活動活性化交付金に係る要綱等を整備され、交付金の対象となる事業や活動を明文化すべきであるという意見です。

提案者から自主的に発言をしてください。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 このことにつきましては、一般質問でも触れさせていただいたんですけども、やはり最終的に何かまちづくり協議会に対しての説明とか、そういうのが必要であり、また、その根拠たる文書、要綱ですね、これが明確にあったほうが、誰もが納得しながらこの事業を活用できるのではないかという思いで提出させていただきました。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 全ての施策について、こういうことは当然のことであって、予算提案までに一定の方針を定めて、ちゃんと町民に説明できる状態になっていなければならないのが、今現在できていないということで、こういう意見が上がってくるのだらうと思います。住民参画まちづくり事業の、ここに記載があるのは新しい取組でありますので、なおさらそういうことが求められるということでもあります。他の分野においても、予算説明のときに、やっぱり町民に分かりやすい資料も整えて、例えば条例改正であっても、規則に全く検討がされてないような事例もありましたけれども、そういうところまで含めて予算の提案説明を求めていきたいとは思ってます。

○久代委員長 ただいま坪倉委員から、新しい支援メニューについては、きっちりと要綱を整備もして、執行部も。住民には分かりやすい方向で提案すべきであるという意見でしたが、皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この企画課の住民参画まちづくり事業については、残すということです。

次に、青年結婚・UIターン促進事業、22ページから23ページです。

県のふるさとでの新しいライフステージ補助金、補助率2分の1に基づく補助事業であるにちなん新生活応援奨励金は、年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくいばかりでなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがある。県が要綱を改正するまで、当該事業を休止すべきである。

岡本委員。

○岡本委員　じゃあ、説明いたします。前にも本会議で大分言ったんで、覚えておられる方はおられるかどうか分かりませんが、条件として、そうですね、今、39歳以下で、世帯を2人以上。それで、申請時において、以下のいずれかの要件を満たすことということで、結婚をして3年以内であること、妊娠中であること、世帯内に小学校入学前の子がいることというような、非常に厳しい条件がつけられておまして、ある種ちょっと、やっぱり分断を生むような、人権問題とでもいうような要素も含んでいるので、やめたほうがいいと私は考えます。

○久代委員長　荒木博委員。

○荒木委員　これは前にも提案者が質問された件であるというふうに思っております。私としては、県の施策にのっとった上で、町がさらに補助金を上乘せするというふうに解釈しておりますので、これは入れなくてもいいというふうに思います。

○久代委員長　これは新しい要綱の段階で議会でも議論した経過がありますので、採決を採りたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この意見を取り上げるべきだと思われる委員は。

岡本健三さん、1人ですね。

取り上げなくてもいいと思われる委員の皆さん。

取り上げなくてもいいという委員が多数でありましたので、取り上げないことにします。

次、住宅改修費補助金及び家財道具処分等補助金の補助金額が増減された。また、新たなお試し暮らし支援補助金が創設された。これらの施策をリーフレットやホームページで分かりやすく説明し、助成制度の有効活用を図りたい。

続けて、はぐってください。移住定住相談や空き家活動の推進を図るために、令和4年度の独立機関設立に向けて準備室（新法人設置設立準備委員会）を設置して取り込まれるが、住居、就労、子育て支援など包括的に提案でき、期待する成果につながる組織及び事業展開になるよう鋭意研究、準備されたい。一方、地域商社のような組織は好ましくないと考える。さらに、令和3年度から事業化される住民参画まちづくり事業の交流活動活性化交付金事業による地域との取組との関係性について整理が必要と考える。

7も朗読します。

住宅の改修費助成については、既存の補助制度に加えて、空き家改修に新たに補助制度を創設して移住者等の住宅需要に応えようとされるが、住宅への補助制度が複数あり、移住希望者等に分かりにくいと思われる。住宅への補助制度を整理し体系化するとともに、

情報として一元発信されたい。

近藤仁志委員。

○近藤委員 前に自分も質問させて、これ、自分が出したものではありません。大変賛同して、感動しておりますので、一言申し述べさせていただきます。

本当、日南町にはいろんな助成制度がたくさんあります。それで、日南の暮らしかいな、パンフレットが出ておりますけど、あれにたくさんありまして、それがどれが、自分がどれを使えるのか分からない状態、ただ羅列してあるだけです、なかなか分からない状態です。先ほど、前回、鳥大との話でもありましたけど、それを自分の年代とか、自分の置かれとる環境、要は独身だったり、結婚しているとか、子供が何人いる、子供が小学生であるとか、そういったのをずっとたどっていったら、ああ、こういう助成金が使えますよというようなリーフレットを作って、ぜひ町民に活用してほしいという思いを文言に込めてほしいと思います。

○久代委員長 5番、7番の提案者の方。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 7番のほうは私でありますけども、5番で述べられてるようなことと一緒にですけど、新たな空き家改修についても100万円の補助金が創設されたりしておりますけども、いきいき定住促進条例、それから空き家改修の条例、それから住宅改修の補助金と、いろいろな制度があります。近藤委員が言われたことももちろんそうではありますし、特に町外から、都会の人が地方への移住定住を検討されるときにホームページとか見られると思いますけども、そういったときに情報が、特に住宅に対する補助制度が一元化してないために損をしている部分があるのかなということで、整理、体系化していただきたいという思いであります。

もう一つ、介護保険事業にも住宅改修はあるんですけど、そこはひとまず置いていいのかなと思います。

○久代委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 5番のほうは私が出させていただきました。先ほど坪倉委員のおっしゃったことと同じ趣旨でございますので、5番、7番のほうはまとめた形で、いい文言で意見書を作ればと思います。以上です。

○久代委員長 それでは、5番と7番は文面を統合、まとめながら、再度、皆さんにお諮りするというところでよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

6番については。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 6番についても、町長の施政方針にもありましたし、附属資料の22ページ、あるいは155ページに関連する記載がありますけれども、令和4年度の独立機関の設立を目指すということで、それに対応するために、3年度は準備室、新法人設立準備委員会を設置をして研究、準備をされるということでもありますので、期待する成果につながる組織や事業展開になるように鋭意研究準備をいただきたいということでもあります。

一方で、町長が、例えばという言い方ではありましたが、地域商社のような組織ということも発言をされております。町長の思いがどこまでかっているのはちょっと確認はしておりませんが、一般的に地域商社っていえば、マーケットをしたり、あるいは地域間輸送をしたり、あるいは特産品開発をしたり、イベントをしたりっていうようなところが一般的なイメージとしてはあります。そういった経済活動を同時にやる組織にしてしまうと、非常に焦点がぼやけるといいますか、このコロナ禍もあって、都市部から地方への移住希望者、検討される方が多い中で、全国が移住希望者を取り合うような状況の中で、日南町に目を向けていただくような独立機関については、やっぱりそれなりの専門に特化した組織、例えばふるさと鳥取定住機構のような感じでいったほうが、経済活動をする地域商社とは兼ね合いをしないほうがいいのかと思っています。

それと同時に、3年度から、先ほどの住民参画まちづくり事業のところでありましたけれども、地域版でそういった人を雇ってやる、IUターンの促進に、あるいは空き家の活用に向かうっていうことを3年度から始められますけれども、町全体で独立機関をつくったときに、地域との関係性について整理をしておく必要があるのかなということでもあります。

○久代委員長 どうでしょうか、皆さん。

近藤委員。

○近藤委員 こういう鋭意研究、準備されるということはぜひお願いするとして、この、後で、一方、地域商社のような組織は好まないと考えるというのは、提案者の一人の一方的な考えに、本人の考え方、趣旨に思えるわけで、やはり総意として提出するなら、鋭意研究、準備されたいでよいではないかという、ちょっと文章的に思いました。それで、それに関して、要するにこれを提出することは、提案することはやぶさかでないと考えます。（発言する者あり）

○久代委員長 内容については、詳細は後から、再度検討して提出するというので。取り

あえず今の段階では意見として取り上げるということによろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、商工総務一般管理事務、28ページの下段から29ページ。

日南町キャッシュレスシステム導入事業について、当初予算説明ではプレミアムをつけたカードを導入した町民のみが行政ポイントの対象となるなど、公平性に欠ける計画となっていたが、再聞き取りで高校生以上の町民全員に一括交付するなど、事業計画の見直しが提案された。本事業の目的を達成するため、事業実施に当たっては見直し案に沿ったプレミアム付カードの発行及び行政ポイント付与等を検討されたい。

古都勝人委員。

○古都委員 先般、企画課から予算の内容を変えるという説明がありましたけれども、まだ中身がしっかりしておりませんので、あえてここで上げていただきまして、確定して、議会も注視していきたいという思いで提案をさせていただきましたので、皆さんの検討をよろしくお願いいたします。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 確かに当初説明と方針が変わったということで、資料を添えて説明があったということでありまして、それは最終的に町民への説明だと思っておりますので、そういうふうに見直し案のとおり進められるということでもありますので、あえて上げる必要はないのかなとも思います。

○久代委員長 ただし、新規事業だけね、分かりやすい説明を求めることの見解は必要かなと思いますが。

大西委員。

○大西委員 私は物すごく、この事業につきましては、商工会や日南町の活性化のためにも重要な内容なので、これは上げるべきと。そして、全体で注視しながら見ていきたいと思えます。重要な内容だと思えますね、残すべきと思えます。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 要するに、上の4行というのは……（発言する者あり）いけんだか。要するに、残すのはいいけど、上の4行というのは、まこと、はっきり言って自分は不要だと思います。下の2行に関しては、目的達成のために十分に検討されたいという文言をつけて残すことは大事だと思います。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これ、このキャッシュレスシステムは導入というのはやるという方向性は出てるんですけども、ここでやっぱり問題なのは、それをしっかり町民に本当に使っていただくかということが重要でして、そのこともちょっと加えていただければなと思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 文章の中身については、今後ということでもありますけども、若干そこにも触れないと、全く項目だけで趣旨が違っても困ると思うので、やっぱり近藤委員が言われたように、見直し後のものが執行部としての最終提案であり説明だと思しますので、この部分の文章については必要ないのかなと思ってますし、先ほど大西委員、岩崎委員が言われたようなことについては、実効性を確保するための意見というのは当然あっていい、あるべきだと思います。

○久代委員長 要するに、発行枚数を高校生以上に2,000円のポイントを付与して発行するという大きな、当初予算では1,000枚でしたからね。1,000枚でプレミアムを2,000円つけて、1万2,000円で販売をするという事業でしたが、根本的に制度が変わったので、この文章を、再聞き取りまでの言葉は要らんね。決算審査で聞き取りをしたことについて、あえて書く必要はないとは思いますが。

それでは、これもあしたの審査意見の中で提案をできるように準備をいたします。が、文章は、意見を提案された方に、この商工総務一般管理事務については考えていただきたいなと思いますが、よろしくお願ひします。古都勝人委員ですね、よろしくお願ひします。したがって、取り上げるということで。

公園施設管理事務、日本初の犬温泉つきドッグランつき公園の整備について、親子連れ等で楽しい時間を過ごせる場づくりに取り組むとなっているが、犬と遊ぶ場づくりになっている。場所の選定から、遊具等の充実を含めた構想を再度検討すべきと考える。

9と10番は、町民アンケートでも、子供連れの家族が安心安全で楽しく一日を満喫できる公園の整備を求める声は多く、事業の必要性は理解できるが、犬温泉つきドッグランつき公園は事業趣旨に沿っていない。当事者である若夫婦の意見、参画を求めて、内容を検討すべき。

これは公園施設、ちびっこ王国の関係です。これも企画課から再聞き取りを行って、進入路とドッグランの関係は事業執行の中で再検討するというふうな。（発言する者あり）ドッグランも含む。このちびっこ王国の事業も新しい事業ではありますが、どうしましうかね。

大西保委員。

○大西委員 私は見直して、この意見を出したわけですけど、説明も聞きましたので、もう一遍見直そうということですので、やはりこれは注視すべきだと思いますし、この意見を残していただいたほうがいいんじゃないかと思います。私ともう1名の方も出されてますんで、これはもう合体した形で取りまとめてはいかがでしょうか。

○久代委員長 9、10を1つにして、文章を練り直すということの意見ですが、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

9、10についてですか。

○近藤委員 はい、9、10について。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 自分、10番に今、提出者としてですけど、これを載せるということで、合体をして見直すということですけど、この2点とも、このドッグランというのが不要ではないかという意見であります。それを、そういう形で、今の改正した、提出されたのはドッグランを含む見直しというのが出とるわけですけど、その意見として、もし仮に自分たちが書き直すとしたら、ドッグラン不要論を前提に文言をつくることになりますが、その点は皆さん方、了承してもらえられますか。

○久代委員長 お諮りいたします。ドッグランについては、この事業から削除するという見解が皆さんで了解ができますか。

大西委員。

○大西委員 メインがドッグランになっておったんで、私も追加で聞いたときに、本当に犬に固執するならば、テニスコートがあるじゃないかと言いました。親子で遊ぶ場合は、今のドッグラン公園を想定している親子で遊べる芝生にし、遊具も充実にするということはいいと思うんで、どうしてもドッグランにこだわるならば、テニスコートはどうかということも提案しましたんで、それを踏まえて、あした、皆さんともう一遍論議をしたいと思いますが、まず、この内容について残して、いただきたいと、9、10番、お願いいたします。

○久代委員長 じゃあ、ドッグランを事業計画にのせるのせないも含めて、あした再検討するということにしたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく申し上げます。

次のページ、住民課、環境保全対策事業、39ページの下段です。

水質検査委託料（河川水の検査及び臨時水質検査）で、セントラル農場の排水による検

査費は農場が持つべきではないか。企業の社会的責任である。汚水問題が発生しなければ生じない費用であるという意見です。

大西保委員。

○大西委員 今まで約18年近くずっと払っていて、特に今回思ったのは、今日も一般質問の中で町長が答弁されましたが、功を奏したために、あえてアンモニア性窒素の検査も追加したと、これ100%町が見とるわけで、農場が今から改善して酵素入れたと。農場が酵素入れて改善したら、それは農場がこの検査費用を見るべきなのに、何ら考えなしに、アンモニア窒素を10月からずっと検査しとるということで、昨年から新年度にかけて40万円増える、全てセントラルです。セントラルの費用が、この中でいくと、トータル、新年度予算160万中134万、約八十何%、ほとんど町民の、本当、井戸水検査するとかは僅かで、実際全てセントラルなんです。これも全額、町が負担すべきかどうかということで、皆さんの御意見、私は最低でも半額にするか、基本的には全額じゃないかと思えますので、皆さん御意見、できれば残していただきたいと、思いでございます。

○久代委員長 ほかに意見はありませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 上げること自体には異論はないんですけど、ちょっと確認ですけども、この水質検査委託料については、通常、町内5か所でしたかいね、やっとするものも含まれておるという理解でよかったですかいな。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 私、その中のセントラルの分だけを言っとるんですよ。実際に予算の160万のうち、2割の32万は町民のためにいろんなとこの検査、それはいいんですよ。町としてやるのは、セントラルだけ抜き出しますと、134万4,000円が新年度予算。従来より40万上がってるんです。その40万の中で、くどいですが、先ほど、今日も町長言ったように、酵素をしたために、それ用に検査増やしとる、金額増えてという、臨時検査が増えてますんで、それは不要であるし、全体を見直してということ言っておりますので、よろしくをお願いします。

○久代委員長 それでは、環境保全対策事業については取り上げるということで決まりました。

ただいまより、審査の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開は40分ちょうどいたします。

〔休 憩〕

○久代委員長 休憩前に引き続いて、予算審査を再開いたします。

ここからは塵芥処理事業、説明資料の41ページ。

西部広域行政管理組合負担金のごみ処理施設建設費は将来的な広域化に向けての費用負担であるにもかかわらず、負担割合は現在と同じである。また、用地確保の目途も立っておらず、計画そのものの実現可能性が甚だ疑わしい事業である。さらに多額の費用を要し、かつ住民の生活に密接に関わる事業でありながら、いまだ住民説明会が実施されていない。このような費用は支出すべきではなく、予算として認められないという意見であります。

岡本健三委員。

○岡本委員 これは先ほど一般質問でも申し上げましたけれども、9日に政府がプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案というのを閣議決定しております。とにかくプラスチックはまとめて集めてリサイクル、再商品化しようという、そういう趣旨の法律を政府はつくろうとしておりまして、今までのごみ発電という方向からは方向転換をしたのかなという感じがするので、そうなってくると、今、ごみ発電を基盤にしてる西部広域の計画というのはもう全面的に見直さなきゃいけない可能性があるんで、一遍、これは本当に白紙にしたほうがいいので、お金も出さないほうがいいと私は思います。

○久代委員長 という意見ですが、ほかにありますか。

大西保委員。

○大西委員 これも西部管内で、過去にもありましたけれども、これからまとまっていこうということなので、改めて今、建設費の、こういった形の経営計画等につきましては必要だと思いますので、この予算は3つとも要るべきだと思いますので、この件につきましては載せないという形で意見を言っておきます。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 西部広域でごみ処理をしようということですが、単町ずつでやってしまうと、ただ単に燃やすだけで済んでしまうわけですから、ごみの量を減らした上で、広域で発電しようというのは効率のいい考え方だと思います。

○久代委員長 取り上げないという意見のほうが多数のようですが、取り上げないということではよろしいですか。

岡本健三委員。

○岡本委員 いや、問題にしてるのは、プラスチックを燃やすかどうかです。プラスチッ

クを含んだごみ発電をするというのが西部広域の計画ですので、それはもう、この政府が閣議決定した法律の案にも反しますし、そういう計画はもう全面的に見直したほうがいいという意見です。その上で、みんなで一緒にちゃんとしたリサイクルをしていこうというのなら、それはそれで一つの方法かもしれないです。いずれにしても、今の計画に対してお金を出すのはよくないので、採用していただきたいと思います。

○久代委員長 審査の途中ですが、黙祷の準備に入ってください。

皆さん、御起立願います。

黙祷。

〔全員黙祷〕

○久代委員長 着席ください。

それでは、審査を再開いたしますが、塵芥処理事業については、多数決取りますか。

それでは、取り上げるべきだとお考えの委員。

岡本健三委員、1人ですね。

取り上げなくてもいいと思われる委員の皆さん。

取り上げないという委員が多数でありましたので、取り上げないことに決しました。

続いて、国民健康保険特別会計全般、117ページから。

SDGs 未来都市として持続可能な町を目指すため、3億円以上ある財政調整基金を生かし、18歳以下の子供の均等割減免を実施されたいという意見です。

岡本健三委員。

○岡本委員 いつも申し上げてるとおりです。生まれた赤ちゃんから国保税を取るという、そういう人頭税のような、もう前時代的な税金はやめていただきたいと、そういうことです。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 健康保険にはいろんな保険がございます。その中で、自営業者であるとか、健康組合に入れない方とか、いろんな保険に入れない方は国民健康保険でございます。その法律で決まってる保険料の計算は、所得割、世帯の総所得に税率、それプラス、ここが大事なところですね、均等割の中で固定額として、掛ける人数という、これはもう国の柱なんです。そして、やはり税の不公平にならないように、皆さんで持ち合わせようということでやっておりますので、この根本で、ただ、今日、町長も言われましたように、将来的には県、国のやり方に織り込んでいくんだということで、日南町はそのとおり進むとい

うことですので、これについて、載せる必要ではないと思いますので、以上、意見を言うておきます。（「採決をお願いします」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 それでは、この意見を上げるべきだと思われる委員の皆さんは。

1名、岡本委員だけです。

あと、取り上げなくてもいいと思われる委員の皆さん、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げなくてもいいという意見が多数でありましたので、取り上げないことにしました。

続いて、国民健康保険特別会計の予備費、124ページ下段。

新型コロナウイルス感染症に罹患した際の傷病手当は、被用者のみでなく事業主も対象とすべきである。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも何度か申し上げてるんですが、これ、住民課長が最初に何か勘違いしたような説明してましたが、事業主は自分の給料は好きなようにできるからいいとか、ほかの人を雇えばいいとかってというようなことを言ってましたが、これ、国保の事業主ですからね。国保の事業主ということは非常に小さい事業主です。ある程度雇用してる人の人数が多くなれば、もう国保じゃなくなって、協会けんぽになりますので。だから、国保の事業主というのは、病気になったから簡単に自分の給料を調節できたりとか、簡単に人を雇えたりとか、そういう立場の人ではありませんので、ぜひ事業主もこの傷病手当の対象にしてもらいたいということで、意見を上げていただきたいと思います。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 これは新型コロナウイルス感染症に罹患した際ですから、それ以外はいいわけですね。いや、ここに書いてあるから。（「今のところ」と呼ぶ者あり）そういうことでしょう。基本的には傷病手当というのは、会社員であったり、従業員であるとかいう方が、要するに給与の3分の2、これは保険から出るわけです。給与の3分の2ですよ。社長である方は給与は幾らでも変えられる、極端なこと言うと。これ報酬なんです、取り方によれば。住民課長とか調べられて、9自治体があったということですが、その基準はどうか、逆に、そういったところもお示しになって、ああ、そうかと、だったら私も納得しますが、その考え方、事業主のというところ、これはもう一つあるのは、就業不能保険というのがあるわけです。就業不能な場合の保険、これ自己防衛なんです。自分がもし

けがしたりとか病気したときの、そういった保険もありますので、やはり全てこの傷病手当で見るとということについて、どうかなと思いますので、私はこれは上げる必要はないと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 国保というのは一番基本的な保険で、どなたでも、ほかの保険入ってない方は必ず入っておられるわけですよ。ただ、その欠点として、傷病手当がないということがずっと以前から言われているわけです。今回、新型コロナウイルスということがあって、国が被用者については認めましょうということで、各自治体にお金渡すからやってくれということやってるんですけども、だから、最後にこの処置で、本当は新型コロナウイルスだけじゃなくて、ほかの病気に対しても傷病手当出るように制度改正したほうがいいんですけども、取りあえず新型コロナウイルスだけでも、被用者のみでなく、事業主も分け隔てなく、そんなに給料を変えられるといっても、自分が働けなくなって、例えば自分1人で働いてる人も、事業主をやってる人もいるし。例えば自分と、あともう1人とかでやってる場合もあるんで、そういった場合に、働けなくなったからといって、収入が減ってしまったら、自分の給料なんか変えられないですし、もちろんほかの人を雇うためには何らかのお金を出さなきゃいけないわけです。そのお金をどこから持ってくるかっていう話になりますし、ぜひ事業主の人も助けてあげてほしいと思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ちょっと不勉強なので、岡本委員に確認しますけども、これって法律事項なんですか、町の裁量で変えられることなんでしょうか。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 町の裁量で変えられます。実はどうも議会の同意も要らないようです。要綱のレベルで変えて、岩美町は要綱のレベルで変えて出してますので、条例では被用者のみということになってるんですけども、その条例でカバーされないところは別の傷病給付金というのを使って要綱で決めて出してるというのが岩美町のやり方です。

○久代委員長 皆さん、いかがでしょうか。採決してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

国民健康保険特別会計、予備費について、取り上げたいという委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名ですね。

取り上げなくてもいいと思われる委員の皆さん。

ちょっとぱっと手を挙げてくださいますか。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 分かりました。

取り上げなくてもいいという委員が多数でありましたので、取り上げないことに決しました。

続いて、後期高齢者医療特別会計、142ページ。

後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度を改め、元の老人保健制度に戻されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これもいつも申し上げてることですが、病気になりやすい、医療費がたくさんかかる後期高齢者の方だけ分離するというのはどうなのかということなんですよね。国保の都道府県化ということで、国民健康保険のほうは大きくしたほうがパイが大きくなっていいんだというようなことを言いながら、こちらは若い方と高齢の方を分けるということで、非常にやってることが、どうもちぐはぐなんじゃないかとも思います。ぜひこれを上げていただきたいと思います。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 現実の問題として、今の段階で日南町だけ外れるというようなことができないわけでありまして、こういうことをうたってみても実現不可能なことだと思いますので、私は上げる必要はないと思います。

○久代委員長 それでは、採決を採ります。

取り上げるべきと思われる委員。

岡本健三委員、1名ですね。

取り上げなくてもいいと思われる委員の皆さん。

意見として取り上げないという委員が多数でありましたので、取り上げないことに決しました。

次のページをはぐってください。福祉保健課、支え愛ネットワーク構築事業。

これまでの高齢者等見守りシステムを更新されるが、これまでになかった利用者から利用料、月550円を徴収される。このシステムは在宅での安心な生活を確保する手段の一

つであるが、福祉の観点から、利用者負担を徴収しなくてもよいのではないかという意見です。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 最後の文章の結びを見てもらえば分かると思うんで、確固たる意見としては、私自身も疑問に思っるところでありますけども、いわゆる高齢者福祉のサービスの提供と負担のバランスといたしましょうか、そういったところ、全体の中で考えるべき事柄ではあると思いますけども、独居あるいは高齢者のみ世帯の在宅での安全安心を確保する観点からすると、これまで利用料を徴収していなかったことを考えると、今回新たに利用料を徴収することが適切なのかなという思いであります。

○久代委員長 そのほか、意見がありますか。新たな利用料負担を求めるといふ。賛成でも反対でもよろしいので。

岡本健三委員。

○岡本委員 私もちよっと、確かに550円の利用料を取ることそのものにどういう意味があるのかっていうのもよく分かりませんし、できれば利用料負担は徴収しないでほしいというのがあるので、上げたほうがいいと思います。

○久代委員長 この項目を取り上げるということに賛成ですか、皆さん。（「賛成です」と呼ぶ者あり）ちょっと予算に上がつとる関係があるけんね。要するに利用料として受益者負担を求めるといふ考え方で、執行部から、福祉保健課から説明があったことなので。予算の関係に関わってくるのでね。意見として上げるなら、若干文章を変えなくてはいけなかなとは思いますが。（発言する者あり）だからね、福祉の観点から、利用料負担については検討されたいというふうな感じで、上げるのなら、そういう文言にしたほうがいいかなとは思いますが。執行部に再度検討してもらおうと。議会から出た意見を尊重して、検討されるという文言をちょっと……。

○岩崎委員 ちょっといいですか。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これね、説明では、この550円の個人負担っていうのは、その方が直接、事業者、業者に払うということだったんで、いわゆるここにあるように財源として見込んでません。要は町を通らないということで、これを利用料を徴収される。徴収されるという表現が、これ徴収じゃないんですよね、これ。徴収じゃないんですよ。そういうところちょっと、また文言のことになるんですけども、ちょっとそこら辺を整理して文言を……

(発言する者あり) はい。(発言する者あり)

○久代委員長 ちょっと、岩崎委員。もう一度発言してください。

○岩崎委員 担当課の説明では、この550円の使用料は利用者が、直接個人の負担として、機器の使用料の一部だと思うんですけども、その業者に支払うということでございましたんで、その550円の使用料というのは、この事業の、支え愛ネットワーク構築事業の財源に見込んでないということになりますね。そういうことでした。(「委員長、調べてもらって」と呼ぶ者あり) ちょっとこのところはね。

あした文言の話ということだったんですけども、あえて言いますと、徴収というのは、いわゆる自治体がもらうと、要は権限を持ってもらうというような……(発言する者あり) 何で。ちょっと言葉が違う、業者に支払うというような位置づけなんでね。(「利用料が発生する」と呼ぶ者あり) 利用料が発生するぐらいのところまで。以上です。

○久代委員長 あした、これも文言を検討して、再度提出いたします。よろしいですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 岩崎委員から言われたとおりでいいと思いますけども、歳入で見込んでない550円部分の事業者、業者のほうの負担に関わる部分については、この委託料の範囲の中で吸収できるような金額、総体としてね、いうふうにも説明を聞いて感じました。

(「保留」と呼ぶ者あり)

○久代委員長 ちょっと保留して、委員長、副委員長で福祉保健課に、ちょっと財源も含めて再度、確認しますから。(「お願いします」と呼ぶ者あり) よろしくをお願いします。

次、高齢者等タクシー助成事業、48ページの下段。免許取消しや免許停止の処分を受けた住民も、有効な免許を保有しないという点で、免許を返納した住民や免許を取得していない住民と何ら変わることはない。住民の福祉の増進という地方自治体の基本に立ち返り、住民へ平等に行政サービスを提供する観点から、免許取消しや免許停止の処分を受けた住民へも日南町お出かけタクシーチケットを交付されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 この間の聞き取りでも言いましたけども、結局、処分というのは行政処分はあるわけですが、免許取消しとか免許停止というところで、処分はそれで終わってるわけですね。それ以上の処分を誰も求めてないわけです。ところが、ここでお出かけタクシーチケットを出さないということになると、行政がその免許を持ってない、取消しになった人に対して、お出かけタクシーチケットを出さないというペナルティーを科してるよう

な形になるので、もしやるのであれば、しっかりした法的根拠を示してやらないと、やっぱりこれも人権問題になってくるという。（発言する者あり）人権問題って大げさに言わなくてもいいんですけど、要するに公平に住民の方にサービスを提供するという観点から、そこはやっぱり根拠をしっかりと示して、やるならやっていただきたいと私は考えます。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 法律も何も自分、分からないわけですけど、社会通念上、仮に飲酒運転をして免許停止になりました。あしたからはタクシーをただ使いますというような、そういった法律の解釈というのがあってはならないと、自分とすれば、ただ単純に思うわけであります。

要するに、法律に違反した罰というのは、それによって次の何かな、利益が生まれるということは自分は間違っと思うので、明らかにやはり免許停止の場合は、もうこれは返ってくるわけですので、その間タクシーに乗って移動できるというのもおかしいので、停止の場合は明らかに停止が取り消される期間が定めてありますので、やはりその間はタクシーのチケットが使えるというのも絶対ないと思いますし、免許取消しの場合には取消しの期間というのがあります、その間は絶対タクシーの無料乗車券を発行することはあってはならないと思います。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 お気持ちは分からなくはないんですけども、そうやって何も根拠なく住民の方にペナルティーを、だって処分を受けてるのは、自動車には乗れませんよ、免許取消し、免許停止でも、自動車には運転はできませんよ、そこまでです。タクシーに乗ろうがどうしようかは勝手です。

だから、実際70歳よりも若い人はタクシーに乗る場合に、当然お金を払って乗らなきゃいけないんですけども、たまたまそこで日南町は70歳以上の方に関して、免許保有してない方は、この保有というのは有効な免許を保有しないと解釈するのがいいと思いますけども、その場合にはタクシーチケットを交付するということをしてるわけで、これをなくそうと思ったら、やっぱりはっきりした根拠を示してあげないと、どうして、恣意的に行政がその辺を判断するというのは非常に危険なことだと私は考えます。

ちなみに、要綱には何も書いてありません。ただ保有しない人に出すということしか書いてないです。取消しのことについては書いてないです。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 日南町お出かけタクシーチケットというのは、町行政がこうしようと法律も何にもない状況でやっておるわけですね、買物に行けない、緊急で行けないということでタクシーチケット、同僚議員も言われましたが、免許取消し、何年後にはもう取れるわけでございます。そうすると、免許停止というのは本当、1か月停止であるとか、3か月あります、行政処分があります。反対意見の同僚議員も言われましたように、社会通念上、する必要ないと私はこれは取り上げる必要はないと思います。（「異議なし」「採決して下さい」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 確認ですけれども、要綱にその記述がないという条件の中で、このお出かけタクシーチケットは申請主義ですよ、免許証を持ってない人が町へ申請をして交付を受けるっていう手続で、その時点で取消し中なのか、失効したのか、返納したのか、有効期限切れで更新をされなかったのか、その判断は町として判断することができない、あくまでも本人が申告しない限りは分からない状況であります。その上で町、福祉保健課なり企画課がどういう対応しとるのか、ちょっと定かではないんですけども、現状のとおりで、意見を特に上げる必要はないのかなと思ってます。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと私もですね、本人が申告したのかどうかまでは聞き取りはしてないんですけども、実例として取消しになった人が交付を受けられなかったという事例があって、どうもそのときには、要綱には定められてないと、内規でそういうふうになっているというような説明だったと聞いています。

○久代委員長 ちょっと岡本委員、内規のことも含めてね。

福祉保健課に、申請主義の制度ですから、坪倉委員が今言われたように。ちょっとこれは、社会通念上ということもあるけども、議会としてもお出かけタクシーチケットのことについて、やっぱりきちっと住民の皆さんに説明できないといけないので、ちょっとこれは保留させてください。

○岡本委員 はい。

○久代委員長 ちょっと福祉保健課に、内規のことも含めてね、細かいことを調査して、結論を得たいと思います。

○岡本委員 分かりました。結構です。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 調査してもらうことはやぶさかではありませんけど、私はあくまでこれは上げる必要はないと思います。

○久代委員長 ですけど、皆さん、委員の皆さんも、こういう理由で行政を発行する必要がないんだということを知ってもらいたいので……（発言する者あり）調査します。ちょっと保留にしてください。

次、病院運営事業。日南病院の収益的収支の均衡を保つために、一般会計から、従来の地方交付税算入額、地域医療総合確保基金繰入金に加えて、一般財源1,900万円が十分な説明もない中、病院事業会計に繰り出しされる。これまでのルールどおり、地方交付税算入額で不足する部分は地域医療総合確保基金を取り崩して対応すべきである。

また、地域医療を支える日南病院の経営安定化のために経営改善計画の策定・実施及び行政負担の在り方について議論を進めるべきであるという意見です。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 今回、病院の聞き取りで一般財源1,900万ということが分かったわけですが、福祉保健課の段階では全く説明が、この部分について説明はなかったと思っております。さらに、病院経営が赤字化が常態化しておる中で、病院の基金、留保資金を一部町の特別会計のほうに移して、病院経営の安定のために使うという趣旨でスタートいたしております。ですので、まずはその基金を充当して、病院経営の安定化を図るべきであって、それこそ十分な説明もなしに一般財源をそこに加えて出すということについて、透明性の確保からの観点からも、少し疑問に思っておるところであります。

最後の下の2行については、今月末でコンサルから最終報告が出るようでありますけども、それを踏まえた中・長期的な経営改善計画をつくって、着実な実施を求めたいと思っておりますし、その上で、今の総合医療確保基金の残高等も勘案すると、今後の病院経営の在り方について議論を進めていただきたいということでもあります。

○久代委員長 皆さん、どうですか。特に、意見、上げなくてもいいと思われる人はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、病院運営事業について意見として、取り上げます。

次、介護保険特別会計全般です。厚労省の事務連絡、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」などで定められており、介護報酬の引上げが可能であり、それに伴い、1割負担の利用料値上げがなされている。しかし、新型コロナウイルス感染症対策のため、デイサービスやショートステイな

どのサービスが実質的に低下している中、利用者負担の増大はすべきではない。利用料値上げ分を町が補助するなどの対策を講じられたい。

また、同じ理由で、介護保険料の値上げもすべきではない。基金の活用を検討すべきである。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも値上げをしてるということは、担当課、認めておられました。承諾を得てということでしたけれども、實際上、サービスに来てもらって、それで値上げしてもいいかと言われて、なかなか断れる人っていうのは少ないではないかと思うんで。よっぽど何ていうんですかね、経済的に苦しいとかっていう人は断るのかも分からないですけども、なかなか断りにくいので、元から値上げはやめてほしい。

サービスの低下については、皆さんよく御存じだとは思いますが、1月にはショートステイが止められてたり、あるいは県外に家族が出てるとデイサービスなども受けられなくなったりとあって、これはしょうがない面もあるんですけども、ただ、やっぱり介護受けてる、サービスを受けてるほうにしては、サービスが実質上低下して、非常に負担を強いられてる中で、値上げをされるというのはですね、介護保険料の値上げもそうですけれども、これはやっぱり利用者の立場に立つと、ちょっと看過できないのではないかと私は考えます。

○久代委員長 皆さん、どうですか。（「採決」と呼ぶ者あり）

いや、意見ありませんか。熟読してください、採決をします。岡本委員からは取り上げるべきだという意見がありましたけども。（発言する者あり）

取り上げるべきだと思われる委員は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本委員1名です。

そのほかの委員の皆さん、取り上げなくてもいいという考えでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）取り上げなくてもいいという委員が多数であります。

それでは、次のページ、介護保険特別会計、地域介護予防活動支援事業（百歳体操）、133ページから134ページ、制度の変更により補助金の申請手続が煩雑になる。全てのグループが必要な補助金を受けられるよう十分な説明と支援を行われたい。

岡本委員。

○岡本委員 これ、担当課やるとは言ってられたんですけども、現時点で、もう今回の

だと無理だから、補助金の申請はやめようかとかって言ってるグループもあるという話を聞きますので、やっぱりこれは念のためこういう意見をつけて、注意を促すというか、していただきたいので、取り上げていただきたいと思います。（発言する者あり）

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 福祉保健課から、百歳体操も実際始まって、5年経過しております。初期投資での段階も終わった次の段階で、初めのときは、いろいろなテレビや、パソコンやらか、椅子とかテレビ、いろいろ購入してオーケーだし、お茶菓子もオーケーだったんですが、これ、国の介護保険ということで、以前、四国に行ったとき聞きますと、やはり茶菓子とか一切出してない、出せないということなんで、新たに4月以降ですね、やはり国に基づいて、茶菓子は出さないということで、本当に必要なものは申請できるわけです。シンプルに考えたほうがいいので、何もかも補助対象でこれこれというんじゃなしに、本当に必要なものだけやれば、そんな複雑怪奇なことありません。何もなかったら、ゼロでいいわけです。例えば、ここ壊れたよいうときに椅子を買いますという形で、幾らでもできますので、そういった飲食については、自らが会費を集めてお菓子を買うとか、これは老人クラブも同じことなんで、老人クラブは、ちょっと話は飛んでしまいますけど、県の補助金です。これも飲食は駄目です。自分たちが会費集めて、会費の中からは飲食はオーケーなんです。ただし、補助金を申請するときは茶菓子代は一切出せませんので、伝票は。ということと同じことなので、シンプルに考えて、必要なもんはこれから買えると、必要でないものはもう十分であれば何もしないということだし。また、あと、別個としてその会場使用料というのはできますよ。もう一つは、こういった、もし複雑であるならば、会計さんには手当を与えてもいいですよということまで今、踏み込んでおりますので、今までそんなことなかったんです。それはいいですよと、そこまでやっていただいたら、年間5,000円でも払っていいですよということまで踏み込んでおられますんで、必要であればしたらいいんで、そのために福祉保健課は、50あるクラブを順次回っておりますのでね。幾らでも相談できますので、この1年間見守ってはどうかということで、これはのせなくていいと思います。

○久代委員長 多数決、採否取ってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡本委員が取り上げるべきだという意見を発言されましたけど、取り上げるべきだと思われる委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1人でございます。

取り上げなくてもいいと思われる委員の皆さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないという意見が多数でありましたので、取り上げないことにします。

次、介護サービス事業特別会計、公債費償還事務費、日南福祉会のあかねの郷の建設費などの負担金は全額免除とし、経営改善による収益の増加分は従業員の待遇改善などに用いられたい。

岡本委員。

○岡本委員 これ、先ほど委員長が町長と話をされてたんで、私が説明することもないんですがね。あかねの郷の方、コンサルも入って、非常に努力をされておりますので、ぜひ待遇改善に、何ていう、もし黒字が出るのであれば、待遇改善に向けていただきたいということで意見上げていただきたいと思います。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほど委員長が一般質問の中で、町長といろいろ話されておられました、町長のほうもそんなに理不尽な形での利用料負担を求めるといようなことはありません。ただ、状況を見ながら、最近のように免除であったり、一部免除というような形を取っていくということです。

当然、福祉会は大変努力して、経営改善に努めておられますことを実態として見ておりますし、今、給与改定などについて、職員と話合いを持たれているようです、そういった状況を議会としても注視しながら、福祉会に過大な負担を求めることがないような目配りをしていけばよいと思いますので、これは取り上げる必要はないと思います。（「採決をお願いします」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 採決を採ります。

取り上げるべきだと思われる委員は、岡本健三委員、1人ですね。

そのほかの皆さんは、挙手をもって意思表示してください。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げなくてもいいという意見です。

次、この介護サービス事業特別会計については、取り上げないということに決しました。

次、農林課の林業後継者育成対策事業、83ページ、林業アカデミー設置の趣旨に沿っ

て就職した卒業生全員が、鳥取県緑の青年就業準備給付金の返還を免除されるよう国、県へ要望されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これ、予算審査委員会で林業アカデミー設置の趣旨と鳥取県緑の青年就業準備給付金の趣旨は違うから、返さなきゃいけない人がいてもしょうがないんだっていうような説明だったと思うんですけども、ただ、一緒に学んで、一緒に林業関連の業種に、一緒にというか、林業関連の業種いろいろありますけれども、林業関連のところに就職した方たちであれば、やっぱり同じように免除していただきたいと。町の単独事業ではないので、町の単独ではできないので、国、県へそういう要望を上げてほしいというふうに私は思うので、この意見、上げていただきたいと思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 アカデミーを卒業した後に、林業に直接就業すれば返還の義務はないということだと思いますので、さらにいえば、そのアカデミーの学生に対して一定の手当も支給されとるといいます。ですので、県のこの緑の就業準備金の該当者には、それは財源として充てとるといえる実態だろうと思います。ちょっと違うかな。どっちにしても、林業に就業すれば返還の義務はないということですので、それは今のルールでいいと思います。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 つまり、林業というのをどこまでっていうか、ということなんですね。実は、この鳥取県緑の青年就業準備給付金というのは、どういうくくりになっているかということ、国勢調査で林業というくくりになっているものという、そういう機械的なくくりで、だから、森林組合連合会であるとか、あるいは木材市場に就職しても、何ていうんですかね、作業員でないといけないとか。商社も林業、木を扱う商社とかっていうのに就職する可能性もあると思うんですけども、そういうのも駄目だとかっていうことで、それらに就職することは何も林業アカデミーの設置の趣旨には反しないと私は考えるんですけども、給付金のほうは返還しなきゃいけないということになるんで、そこは解消してもらいたいと思います。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 十分、自分も理解はしていないわけですけど、でも、基本的には、俗に言う、奨学金的要素が強い給付金であろうと、今、話を聞いて思っております。奨学金であった場合は、その返還義務の要綱というのは定めてあるわけですので、やはりそういうことは、

それに沿って、この内容について国、県のほうに要望を上げる必要はない。やはり国、県のその要綱に沿って町も肅々と対応すべきだと思いますので、私は上げる必要はないと思います。（「採決してください」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 それでは、取り上げるべきだと思われる委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本委員1名です。

そのほかの委員の皆さんは取り上げなくてもいいということですか、挙手をお願いします。（発言する者あり）

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないと決しました。

次、林業アカデミー運営委託料積算項目の研修生寮（学生寮）費について、修繕費等を含まず、年間賃料のみで積算すべきである。今後も運営する上において学生寮等の整備を強く求められており、根本的解決に向け検討される必要がある。これは、先ほど説明のあったことですね、農林課から。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これ、今自分が提案したわけですけど、本日農林課のほうから説明をいただきました。それをもって皆さん方が納得していただければ、これ、却下してもよろしいと思います。その辺を納得していただけたかどうかほど、あれすればいいです。

○久代委員長 今日、午後一番に農林課に説明をしてもらいましたが、皆さん、意見として上げたほうが良いと思われる方の、近藤委員は意見を提出されたでしょうから。

岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと年間賃料のみで積算すべきであるっていうのは、先ほど説明受けたんでどうかなとは思いますが、ただ、先ほど皆さん問題にされてたように、非常にこれは重要な問題だと思うので、文面はともかくとして、とにかく寮の整備というのをちゃんとやってほしいという意味合いでの意見は上げたほうが良いんじゃないでしょうか。

○久代委員長 古都勝人委員。（発言する者あり）

○古都委員 提出者からも今そういう話がありましたが、先ほど相当いろいろと意見が伝えてありますので、今期このことについては上げる必要はないと考えますので、御検討ください。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 今回は借家の件ですが、大体には最後の1行2行で寮等の整備を強く求められ、根本的に解決に向けて検討する必要があるというのがいいんじゃないかなと、上げてもいいんじゃないかなと思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 今日の説明で、入寮者から一月2万円程度の入寮費を頂くということであり、その2万円っていう額は、例えば石見西あたりの入居者の負担と比べて、そんなに変わらない額だと思っております。そういうことから、今日説明があった管理運営費あたりのところの精査はさらに必要だと思いますけども、特に上げなくてもいいのかなと思っております。

ただ、先ほどの学生寮等については、今後、常任委員会等で鋭意検討されていったほうがいいのかなと思っております。地方創生で、ふるさと回帰とかで、本当に住居の問題は、町全体として深刻な問題に、昨日の一般質問でありましたけど、深刻な状況であります。町外から受け入れる体制づくりっていうのは、この寮も含めた、例えば石見西、ひだまりの家等々も含めて、全体的な議論がさらに必要かなと思っております。

○久代委員長 住宅政策については、今回空き家の改修なんですけども、大事なことで、ちょっと皆さん議論してもらえますか。

岡本健三委員。

○岡本委員 坪倉委員のおっしゃることは確かだと思うので、だから、ここに限らなくて、住居という問題について、どこかで意見を上げるというので……。

○久代委員長 （「採決はしなくていい」と呼ぶ者あり）近藤委員、上げなくてもいいということよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、教育課の教育委員会事務局一般管理事務、保育園の教育課への移管と組織改編に伴い、課長職1名の増員が予算化されている。しかし、現状で町内の保育園は住民の評価も高く、認定こども園への移行に際しても教育課への移管は必要ない。教育課が小・中学校の教育に集中するためにも移管を再考すべきである。

岡本委員。

○岡本委員 書いてあるとおりなんですけども、保育園、今の状態でそのままにしといたほうがいいんじゃないでしょうか。小・中学校の学級崩壊というようなものが収まれば、またゆっくり考えればいい話であって、今急いで移管しなくても私はいいと思います。

○久代委員長 どうですか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 当然いろいろ説明があつて、いろいろ問題点もこれから生まれてくるとは思いますが、やはり保育園、教育課全体で保・小・中を全部見るわけですが、担当が違いますし、保育園長というのは課長職か何かの形で残るわけでありまして、やはり小・中と一括して、その中身まですることはないと思います。やはりこれは上げる必要ないと、どう考えても思いますが。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 私はどっちかっていうと、どう考えても上げたほうがいいと思うんですけども、やっぱり、今、教育課の下にある、中学校はあれですけども、小学校が非常に問題を抱えてるわけですね。そこにあえて、もちろん保育園の組織は残るわけですが、教育課の中にあえて入れるという、そういう危険を冒す必要はあるんでしょうか、今。私は、ですので、上げてほしいと思います。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 保育園の子供もこの4月から小学校に上がるわけなんです。一緒にしようがしまいが、離そうが、どうしたって。だけん、それはもう全部そういうこと、小学校がどうのこうのなんていう話じゃないわけなんで、やはりそれは当然のことですので、これは保育園と小学校を分けて解決する問題でもありませんので、これは上げる必要はないと思います。

○久代委員長 採決してよろしいですか。

岡本委員。

○岡本委員 確かに、保育園から小学校上がるんですけども、上げるの怖いっておっしゃってる方も実際におられます。そのくらい、今の小学校っていうのは、ちょっと問題があると、保護者の方、感じてられる方もおられますので、ぜひここは慎重に考えていただきたいと私は思います。

○久代委員長 それでは、この意見を取り上げるべきだと思われる委員、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本委員1人ですね。

取り上げなくてもいいと思われる委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないことに決しました。

次、教員住宅管理運営事務、教員住宅には教員以外の者が入居しており、所期の目的として利用されていない。現状に即した住宅として位置づけ、入居条件や使用料金を設定すべきである。

岩崎委員。

○岩崎委員 実はこれは令和2年度の当初予算のときの意見として出しておったものでございますけども、いろいろと教育課のほうに問うたところ、結局1年間何も検討もされてなかったということで、また令和3年度に検討するよという答弁だったもんでしてですね。本当にするのかどうか、いわゆる。やっぱりちょっと言葉として、意見として、のせたいなど考えております。

ただ、先ほどありました、他の移住定住対策とかいうところでの住まいの関係、住宅の関係、そういうのと言われれば、そこに位置づけられるものでありますので、ちょっと皆さんの御意見もいただきながら、この上げるか上げないかについては検討していただきたいと思います。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 先ほど岩崎委員も言われましたが、私が委員長しとる昨年もこれが出ておりますし、実際のその条件としても、それから使用料金にしても、破格に安いわけですよ。ですから、やはりこれはもう少し検討していただく必要があるというので、意見としても一度のせるべきだというふうに考えます。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 前、教育課のほうにも聞き取っても、教員が利用する意思がないということで、実態として教員住宅として活用される、なかなかそういった機会に戻らないような気がします。やはりここに書いてあるとおり、入居条件や使用料金などを見直して、要するに教員住宅という位置づけから外した内容でもう一度検討してほしいということは絶対のせるべきだと思います。

○久代委員長 大西保委員。

○大西委員 私もこれ5年間、予算のときに指摘してきた内容で、実際に教員さんが入ってるのは、パセオ住宅に2名入ってたということで、これはね、ずっとなんですね、何でそこなのといったら、治安とか何か悪いということで、女子教員だったもんで、そちらのほうということで、実際は、そのときも空いていたんだけども、教員住宅は、実際はパセ

才住宅のほうにおられたということで、その後、昨年からで5名、もう今の状態になつるので、たしか5,700円、月の、メモを取っております。だから、そういった提案者から言われるように、もう一度、見直す等については必要じゃないかということで、上げるべきだと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 意見として上げることでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

意見として上げることに決しました。

次、最後のページです。生き抜く力育成事業、令和4年1月の学校運営協議会制度（CS）導入のため、教育課の人的資源が割かれるのは好ましくない。まずは健全な小・中学校を取り戻すことに注力するために、CS導入の延期を検討されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも書いてあるとおりなんですけども、無理に4年の1月ですか、CS導入する必要はないというのは、そう強制されてるわけではないというのは、この間次長も委員会で答えてましたので、取りあえず今、学校に問題があるということですね。小・中学校、特に小学校の状況を元に戻すことに注力していただきたいと私は思います。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 このCSの導入ということに関しては、特に人的に人が足りないというような説明はなかったように思っておりますし、ここまで粛々と進めてきた事業ですので、これは意見として取り上げなくてもよろしいと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 人的資源が割かれないうということですけど、実際に社会教育推進委員の方がCSディレクターを兼務ということで、どうしてもまたCSを導入することになったら、ほかの方も当然管理職の方はそちらのほうも見なければいけませんし、負担が増えてくることは間違いないと思いますので、この意見上げていただきたいと思います。

○久代委員長 どうでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 コミュニティ・スクールにつきましては、いわゆるここに書いてありますように、健全な小・中学校を取り戻すために必要なものであって、そういう定義でございます。言われることが全く違うと思います。目的はこちらでございます、健全な小・中学校を取り戻すためだということで、何らこういうのを意見として上げる必要はないと思います。（「採決をお願いします」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 コミュニティ・スクールが健全な小・中学校、取り戻すっていうのがそれは教育課の主張ではありますけれども、本当にそれができるのか。例えば、今やってる自由参観とかっていうのは、私は非常に学校をオープンにするという意味ではいいとは思ってるんですけども、それ以上に何かやっていくということが今本当に必要なのかということとは慎重に検討されるべきだと思います。

○久代委員長 それでは、取り上げるべきだと思われる委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本委員1名です。

取り上げなくてもよいと思われる委員、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないという委員が多数でありましたので、取り上げないということに決しました。

次、外国語教育推進事業、101ページ中段、異文化交流の機会である留学生との交流は実施の方法を探ったほうがよい。また、一部の児童生徒しか参加できないシアトル交流を新型コロナウイルス感染症のもとで無理に予算化せず、GIGAスクール構想で充実が図られているネットワーク環境とiPadなどを使ったオンラインでの交流の充実を検討されたい。

岡本委員。

○岡本委員 基本的な考え方は、やっぱり義務教育ですし、全員が参加できるものということで、留学生との交流、京都大学のほうに断られてしまってるんだったら、しょうがないんですけど、ただ、今後状況は変わるかもしれませんので、ぜひそこは実施の方法を探ってほしいと。あと、オンラインでの交流というのも、随分環境がよくなるようですので、ぜひこれも実施していただきたいと。シアトルの交流は、別に今無理にやるということとは必要ないと私は考えますので、取り上げてもらうようにお願いします。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 これ私、一般質問させていただきました。回答も次長のほうからありましたけども、電子機器、iPadやICT等々を使った機器でのオンライン交流は進めていきたいというふうにおっしゃっておいりました。

それから、シアトル交流ですが、確かに現在、コロナ禍で先が見えない状況で、いつ終

息するかは確かに分からない状況ではあります。シアトル海外派遣の時期ですけども、来年の恐らく3月ぐらい、この時点でどうなるかは分かりませんが、これは近隣市町村にない外国、国際交流の特化した事業でありますので、予算はやはりある程度はちょっと見ておきまして、また補正があるかも分かりませんが。それから、ここにありますが、留学生との交流、これも人の往来が行き来できるようになれば、再開されるというような意見がありましたので、あえてここで、その意見することはなく、これはのせるべきではないと思います。

○久代委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

採決を行います。

この意見を取り上げるべきだと考えられる委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもよいと思われる委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないという委員が多数でありますので、取り上げないことに決しました。

次、学校給食運営事務、給食費補助の拡大へ向けて、米飯代の補助への保護者の評価を調査されたい。

岡本委員。

○岡本委員 米飯代の補助というのが令和2年度から導入されて、そのときに、給食補助をもっと拡大してくださいよということを一般質問でも私、言ってきたわけですが、まず米飯代の補助を入れたので、そのことに対する保護者の方の意見、反応を見てまた考えるというようなことだったんですが、コロナというのもあったんでしょうけれども、2年度は保護者の方の評価の調査はされなかったということで、ぜひ3年度にはやって、給食費補助の拡大、拡充ですね、というのもぜひ積極的に検討していただきたいと思うので、意見を上げました。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 これは、この米飯の補助の評価、やはりこれは当然すべきとは思いますが、あえてここに上げる必要はないと思います。やはりこれは、こういった評価というのは日常的な中でする何か評価というのは聞くべきで、あえてこういう形でこの議会として、意

見として上げる必要はない項目だと私は思いました。

○久代委員長　ちなみに、教育課、今年度、新年度ですね。アンケート取るということの言明がありましたので、あえて上げる必要はないかなと私も思います。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で、予算審査のまとめについての意見として取り上げる項目と取り上げない項目、それから同じような内容については一定程度まとめて文書にするということについて、委員長、副委員長でまとめる内容については一任ということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

古都委員にお願いしとる項目については、整理してください。（発言する者あり）

それでは、本日の予算審査特別委員会は、これもちまして閉会といたします。慎重な審査、御協力ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　年　月　日

委員長

副委員長